

令和8年度中小企業事業継続力強化支援事業業務委託 仕様書

1 業務名

中小企業事業継続力強化支援事業業務

2 履行期限

令和9年3月31日（水）

3 業務の目的

本県は、活火山が多く、加えて台風等の風水害も多く発生している。さらに近年は新たな感染症の流行など経営環境が一変する緊急事態が発生している。平素からの事業継続の備えを怠った場合、事業復旧の遅れや消費者の購買意欲の減退などにより、売上の急激な減少に見舞われ、事業の縮小や廃業が増える恐れが高まり、地域経済への影響が危惧される。

本県のBCP策定の取組をより加速させ、中小企業の事業継続力強化を図るため、事業継続力強化計画や事業継続計画（BCP）の策定に関する伴走支援を行う。

4 業務の内容

受託者は、本仕様書に従い、提出された企画提案書に基づいて、以下のとおり業務を実施するものとする。

(1) 事業協同組合向けセミナーの開催

- ・ 鹿児島県中小企業団体中央会や中小企業基盤整備機構と連携して、複数の企業等によって組織される事業協同組合等を対象に、事業継続力強化計画・BCP策定に対する意識の醸成・喚起等を図るセミナーを鹿児島市で開催（1回、時間等は関係機関と要調整）し、(2)のワークショップ参加企業を掘り起こす。
- ・ 当該セミナーの講師は、中小企業基盤整備機構を想定。

(2) 事業継続力強化計画・BCP策定に向けたワークショップの開催

- ・ 策定に必要なスキルや人材が不足している中小・小規模企業者を対象に、BCP策定のベースとなる、防災・減災に係る事前対策・初動対応を中心とした事業継続力強化計画の策定・認定までをサポートするワークショップを県内3地域（鹿児島市、鹿屋市、奄美市）で開催する。（各3時間×2回、3地域で計70社程度）
- ・ また、事業継続力強化計画をベースとして自社のリスクをより幅広く網羅し、復旧対応までを組み込んだBCP策定のワークショップを鹿児島市で開催する。（3時間×2回、20社程度）
- ・ ワorkshopの開催方法については、対面とオンラインを併用した

ハイブリッド形式で開催する。

- ・ 受託者は、自らの知見、ノウハウ及び関係機関とのネットワーク等を最大限活用し、参加企業の掘り起こしを行うとともに、ワークショップ参加企業の確保及び増加に向けて、効果的な広報活動を実施すること。

(3) アドバイザーによる伴走支援

- ・ ワorkshop参加企業が事業継続力強化計画の策定や認定手続き等について相談できる窓口（アドバイザー）を設置。BCP策定や計画策定以後のBCMに関する相談・助言も併せて行う。

ア BCP普及に向けた広報活動

イ ワorkshopに参加する企業の掘り起こし

ウ 個別企業の支援

ワークショップの時間の制約上、策定完了が難しい企業等を対象に、個別企業ごとにアドバイザーによる策定支援を行う。特に、策定の進捗状況を定期的にヒアリングし、適時適切なアドバイスを行うなど、受託者の知見及びノウハウ等を最大限活用し、策定意向のある企業が事業継続力強化計画又はBCPを円滑に策定できるように積極的かつ丁寧な伴走支援を行い、計画策定企業の増加に努めること。

(4) 県内中小企業のBCP策定率等調査

- ・ 県内中小企業者のBCP策定率等のアンケート調査を実施する。（有効回答企業数500社以上）
- ・ 調査にあたっては、受託者の知見、ノウハウ及び関係機関とのネットワーク等を最大限活用し、有効回答数の確保に努めること。調査項目は、県と協議の上決定すること。なお、調査対象先のリスト等は提供しない。

(5) 事業実施概要書の作成

- ・ 事業実施概要書（事業趣旨、ワークショップ開催結果、取組事例等）を作成し、BCPに係る意識醸成のため、中小企業関係団体等に配布する。概要書（1部）及びPDFデータを県に提出する。

印刷仕様：A3見開き両面印刷，カラー印刷，コート紙

印刷部数：200部（うち30部は県に納品）

配布方法：中小企業関係団体等に郵送

5 状況報告

- ・ 受託者は、県に対し、適宜、業務実施に係る状況報告を行う。
- ・ 「アドバイザーによる伴走支援」については、ワークショップ終了後、毎月5日までに前月末日時点、20日までに当月15日時点の支援実績（相談件数・企業数、支援先企業のリスト、相談内容及び対応状況、計画策定完了後件数等）の報告を行う。

6 実績報告

受託者は、本業務の完了に併せて、業務の成果を記録した実績報告書（様式は任意）を作成し、以下のとおり提出する。

なお、作成する実績報告書等は、ワークショップ等の様子を撮影した写真を貼付するなど、工夫すること。

(1) 成果物

- ア 実績報告書：1部
- イ 事業実施概要書：1部
- ウ チラシ：1部
- エ BCP策定率等調査結果報告書：1部
- オ その他提出すべき資料

(2) 提出期限

令和9年3月31日（水）

(3) 提出先

鹿児島県商工労働水産部中小企業支援課

7 著作権等

- (1) 本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）は、すべて県に帰属する。
- (2) 第三者が権利を有する著作物（写真等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に嚴重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を受託者において行う。
- (3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切を行う。

8 機密保持等

- (1) 本業務を実施するに当たって、業務上知り得た情報は、開示、漏えい、又は本業務以外の用途に使用しないこと。
- (2) 受託者の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担すること。
- (3) 以上について、受託者は、業務終了後においても同様の取扱いとする。

9 個人情報保護

- (1) 業務を実施する中で入手した個人情報の取扱いについては、個人情報保護法等の法令遵守に加え、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (2) 関係者等に対しメールで連絡する場合は、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないようBCC機能により送信するなど、個人情報の流出防止

に万全を期すこと。

10 その他

本業務の実施にあたり、疑義が生じた事項については、その都度、県と受託者の両方で協議を行った上で決定する。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(保有の制限等)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(持ち出しの禁止)

第6 乙は、甲の指示があるときを除き、乙がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写、複製の禁止)

第7 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、正当な理由により前項の承認を得た場合は、前項の第三者にこの契約に基づく

一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、前項の第三者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(報告義務)

第11 乙は、甲から求めがあったときは、この契約の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(監査及び実地調査)

第13 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理の状況について、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙に対して、監査又は随時、実地に調査することができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができ、乙はこれに従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲に対して、その損害の賠償を求めることはできない。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第16 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(注) 1 「甲」は委託者である県を、「乙」は受託者をいう。

2 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。